

**政府は「避難指示解除に伴う医療・介護保険料及び医療費の減免措置見直し」を撤回し、継続・拡大せよ！来年度(2023 年度)予算からの切り捨て開始を許すな！
福島県と全国から反対の声を上げ、政府に見直し撤回を迫ろう！**

私たち、脱原発福島県民会議をはじめ8団体は、「避難指示解除に伴う医療・介護保険料及び医療費の減免措置見直しの撤回」および「トリチウム汚染水(ALPS 処理水)の海洋放出方針決定の撤回」を求め、4月19日に対政府交渉をもちました。前半の「減免措置見直し撤回」については、「原子力事故による被災者には、最後の最後まで国が前面に立ち責任を持って対応する」との政府方針を再確認させましたが、市町村の首長とだけ話して見直し方針を決定した上、「普通の災害では1年のところ特別に12年間やってきた」と開き直るなど、原子力政策で重大事故を招いた政府の責任を顧みない姿勢が浮き彫りになりました。

この減免措置見直しは、復興大臣が4月8日の記者会見で「原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて決定し、厚生労働省と連名で正式に通知を発出した」と発表したことで公にされました。その主な内容は、①避難指示解除から10年程度で減免措置を終了する、②避難指示解除時期によって4グループに分ける、③複数年かけて段階的に支援を削減し廃止する(2022年度を「周知期間」とし、2023年度から順次、減免縮小を開始する)、というものです。(詳しくは後掲資料参照。)

「医療・介護保険等の保険料と窓口負担(利用者負担)の減免措置」(以下、「医療費等減免措置」)は、放射能汚染が続く中での困難な生活再建や、放射線被ばくを含む心身への負荷による健康悪化を強いられている、原発事故被害者に対する重要な支援であり、まさに「命綱」です。

政府は、国策で進めた原発で重大事故を起こし、放射能汚染で故郷を奪い、生業を奪い、避難生活を強いたのです。そして避難指示地域をはるかに超えた地域の多くの人々を被ばくさせました。その責任は国と東電にあります。「医療費等、減免措置」は、原発事故被害者に対して国が行うべき最低限の「補償」であり、被害者の当然の権利です。

避難指示地域等の住民、市町村議会、さらには福島県市町村会や議長会からも、「医療費等減免措置」継続の強い要望が繰り返し出されています。その切実な訴えや強い声を背景に、私たちは、これら被害者、住民当事者とともに、「医療費等減免措置」見直し方針の撤回を求め、政府に質問・要請書を提出し(2022年4月6日付)、4月19日に復興庁・厚労省と交渉を持ったのです。その内容は以下の通りです。

1. 継続を求める被害者住民や議会の強い声を無視し、首長とだけ話し、被災当事者から意見を聴かないまま、減免措置見直し方針を決定していた

交渉の中で、政府は当事者である被害者住民の声を全く無視し、住民や議会にはなんら説明もなく、閣議決定「復興の基本方針」(2019年、2021年)に沿って、削減・廃止に向けた「見直し」ありきで、市町村の首長とだけ話し合っ、方針を決めたことが明らかになりました。このような極めて重要な問題は、首長一人で判断できる問題ではありません。「被災者のご意見…関係者の皆様のご意見をお伺いしながら、方針の見直しを検討していく」(2020年10月5日の交渉での復興庁回答)との前言にも反するやり方です。実際には首長と話したただけなのに、「市町村ごとに丁寧に意見を聞いた」と偽り、住民や議会には知らせないまま、被災当事者にわからない所で「見直し」方針を決めたのです。このようなやり方で、住民の強い反対の声を無視し、支援の削減・廃止を進めようとするのは、民主主義のルールにも反した暴挙です。交渉では、福島からの参加者をはじめ、市民側参加者から強い抗議、糾弾がなされました。

2. 福島原発事故被害者は「国策の原子力政策による被害者」「最後の最後まで、国が前面に立ち責任持って対応」との原子力災害対策本部方針(2011.5.7)を、復興庁・厚労省として再確認させた

私たちは、質問状の冒頭で、下記の原子力災害対策本部の方針の再確認を求めました。復興庁も厚労省

も、今回の交渉では、この方針は「変わっていない」と返答し、改めて確認させました。この件について、復興庁は、2020 年 12 月の交渉で「内閣府の担当なので、復興庁からは答えを控える」と逃げていたのです。

「原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。」（「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」2011 年 5 月 17 日、原子力災害対策本部）

この方針が生きていることを確認させたことは重要であり、今後も、この方針を基礎にして、「国策による被害者」である原発事故被害者に対する施策を政府に求めていく道が改めて開かれたと言えます。この方針に基づけば、今回のような「医療費等減免措置」見直し方針など、出せないはずです。

3. 「普通の災害では1年のところ特別に12年間やってきた」と開き直る・・・被ばくによる健康リスクが何十年も続いている広島・長崎の経験に学び、原発事故被害者に生涯にわたる健康・医療保障を行うべき

復興庁と厚労省は、上記の原子力対策本部の方針は「変わっていない」と返答しながらも、その意味と重要性を全く理解していないことが、交渉の中で明らかになりました。厚労省（健康保険局国民健康保健課）は、「原子力災害は、普通の災害とは違う」「特別な災害」なので「期間も他の災害では 1 年くらい」のところを「特別長期に12年間やってきた」と発言し、原発事故で被ばくを強いられた人々の健康リスクが生涯にわたるという認識がありません。また、復興庁（医療福祉班）は「医療費の減免は、避難に伴う生活苦に対するもので、放射線の影響による健康被害はこの制度の目的からズレる」「健康補償は東電が行なうのでは…」などと発言し、「国策による被害者」である原発事故被害者に「最後の最後まで、国が前面に立って責任を持って対応する」という原子力災害対策本部方針とは程遠い姿勢でした。このような開き直りを許さず、「最後の最後まで国の責任を果たさせる」ことが重要です。

被ばくによる健康被害は「10 年程度で終わる」ものでは決してなく、生涯続く健康リスクであることは、広島・長崎の原爆被爆者の経験とデータからも明らかです。しかも福島県の避難解除地域では、多くの場合、帰還後も「一般公衆の被ばく限度 1mSv/年」を超える被ばくの中での生活を余儀なくされています。また、既に事故直後には福島と周辺県の数百万人もの人々が「1mSv/年を超える」被ばくを強いられました。そして、今後、何十年かかるかも分からない廃炉作業や汚染地での仕事で、多くの労働者が被曝労働に従事しなければなりません。「政府は、広島・長崎にも学んで、原発事故被害者の生涯にわたる健康管理と医療を保障すべき」と、私たちは政府に迫りました。

2023 年度からの「医療費等、減免措置」見直しを許すな！方針を撤回させよう！

政府が 2023 年度から強引に進めようとしている「医療費等、減免措置」見直しは、被害者の現状に寄り添わず、被害当事者である住民の声を無視して、被害者の生活・健康・命を切り捨てるものであり、決して許してはなりません。さらに、この見直しは、政府が「福島原発事故による被害は、帰還後 10 年で終わる」と決めつけ、事故被害に「幕引き」をしようとする、大きなステップのひとつでもあります。避難指示地域等はもちろんのこと、福島県全域、そして全国からも反対の声を強め、「医療費等、減免措置」見直し撤回を求める運動を、早急に組織し、政府に迫っていかねばなりません。当面、来年度予算編成に向け、見直し方針反対の声を強め、集め、ぜひ撤回させましょう！

（後半の「トリチウム汚染水(ALPS 処理水)の海洋放出方針決定の撤回」の交渉内容は別紙参照）

政府交渉呼びかけ8団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆 2 世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：原子力資料情報室（担当：高野聡）Tel: 03-6821-3211 < takano@cnic.jp >

チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西（担当：振津かつみ）Tel: 090-3941-6612 < cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp >

＜参考資料＞

【今回の「医療・介護保険等の保険料及び医療費の減免措置、見直し」方針発出までの経緯】

2011 年 9 月末までは、東日本大震災発災の「災害支援」として、医療・介護保険等の保険料及び医療費の減免措置は、福島県全域と地震・津波被災地域で実施されていた。

それ以降、宮城県・岩手県の地震・津波被災地域及び、福島県の避難指示区域等に居住していた住民以外に対する国の支援が減額され、支援継続の場合は自治体が負担しなければならなくなり、自治体ごとに時期は異なるが、無料化措置が徐々に打ち切られていった。

2021 年末に、それまで「無料化措置」を継続していた岩手県でも支援が打ち切られた。

現在、避難者も含めて福島第一原発事故による避難指示区域等の住民だけが、医療・介護保険等の保険料及び医療費の減免措置の対象者となっており、全額国費支援による減免措置が継続されている。（但し、所得制限あり。）

2019 年 12 月：閣議決定「復興創生期間後の復興基本方針」において、初めて「減免措置」見直しが明記された。

2020 年 10 月、12 月：8 団体呼びかけの政府交渉で、「避難指示地域の医療費無料化措置の長期継続を求める緊急申し入れ書」を、114 団体（福島から 55 団体）の連名で提出。

2021 年 3 月：閣議決定「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」で「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。」と、踏み込む。

2021 年 11 月：政府関係者への取材として、「早ければ 2023 年度からの支援縮小」に向け、関係自治体との協議に入ったことがマスコミ報道される。

2022 年 3 月 23 日：政府の見直し案の具体的内容が（政府の正式発表前に）新聞報道される。

2022 年 4 月 6 日付：8 団体による「医療・介護保険等の保険料及び医療費の減免措置の見直し撤回を求める」要請書と質問書を福島みずほ参議院議員事務所より復興庁・厚生労働省に送付し、4 月 19 日の政府交渉を申し入れる。

2022 年 4 月 8 日：復興大臣が記者会見で「原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて決定し、厚生労働省と連名で正式に通知を発出」と発表。

【見直しの主な内容】

- ① 避難指示解除から 10 年程度で減免措置を終了する。
- ② 避難指示解除時期によって 4 グループに分ける。
- ③ 複数年かけて段階的支援削減し廃止。2022 年度を「周知期間」とし、2023 年から開始。

まずは、2014 年までに避難解除された地域（広野、楢葉の一部、南相馬の一部、田村）の保険料の半額負担から施行する。（但し、2023 年度の予算案の可決・決定が前提となる。）

（以下、記者会見資料参照）

記者発表資料
令和 4 年 4 月 8 日
復興庁
厚生労働省

原子力災害被災地域における 医療・介護保険料等減免措置の見直しについて

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置については、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）」において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされておりました。

見直しの内容について、関係自治体の御意見も踏まえ、本日、別紙のとおり決定しましたので、公表します。

【見直しの主な内容】

- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から 10 年程度で特例措置を終了する。
- 避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を 4 グループに分けて施行時期をずらす。
- 急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講じる観点から、複数年かけて段階的に見直す。

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて

令和4年4月8日
復興庁
厚生労働省

1. 現行制度

○対象者:発災当時、避難指示区域等に居住していた以下の者
・避難指示解除区域等の住民(年収840万円以上相当の所得層を除く(平成26年10月以降)) ・帰還困難区域の住民

○減免対象:以下の個人負担について、全額を免除(国費10/10支援)
(1)国民健康保険:保険料、窓口負担 (2)被用者保険:窓口負担 (3)後期高齢者医療:保険料、窓口負担
(4)介護保険:保険料、利用者負担 (5)障害福祉サービス:利用者負担

2. 減免措置に関する課題

避難指示解除後も、長期間にわたり減免措置が継続されているなど、被保険者間の公平性の確保が課題である。このため「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、以下のとおり、減免措置の見直しの方針が示された。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)

医療・介護保険等の保険料・窓口負担(利用者負担)の減免措置については(中略)避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。

3. 関係市町村の主な意見

上記基本方針を元に、それぞれの市町村ごとに丁寧に意見を聴いたところ、主な意見は以下のとおりである。

全般

- 見直しを行う場合には、特に避難指示解除が遅れた地域においては、十分な経過措置をとるべき。
- 見直しの全体像(平成31年4月以降に解除された地域、今後解除予定の地域も含めて)をきちんと示すべき。

グループ分け・施行時期

- 避難指示解除時期の違いに応じ、細かくグループ分けをして施行時期に配慮すべき。
- 今後解除予定の地域については、今回の見直しとの均衡をとるべき。

激変緩和・その他

- 保険料を段階的に見直すべき。 ●保険料の滞納が懸念される。

1

4. 見直しの内容

3. に掲げる関係市町村の意見を十分に反映し、以下のとおり見直しを行う。

- 今回の見直しは、平成29年4月以前に避難指示が解除されている地域を対象とする。(下の表を参照)
- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了する。(避難指示を解除した年の翌年4月から10年間で終了することを基本とする。)
- 避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、見直し対象地域を4グループに分けて施行時期をずらす。(令和4年度は周知期間とし、従前どおりの減免措置を継続。令和5年度から順次施行する。)
- 急激な負担増にならないよう、複数年かけて段階的に見直す。
(まず保険料の免除を見直し、次に窓口負担(利用者負担)の免除を見直す。保険料については、更に激変緩和を図る観点から、1/2免除の段階を設けることとし、①保険料1/2免除、②保険料特例終了、③窓口負担(利用者負担)特例終了、の3段階で徐々に見直しを行う。)
- 平成31年4月以降に解除された地域及び今後解除予定の地域(特定復興再生拠点区域)も同様の考え方で見直しを進める。帰還困難区域については今後検討する。
- 滞納対策支援について別途検討する。

なお、本特例措置が終了した後は、通常の保険料等の体系に移行し、低所得者向けには保険料等の負担軽減措置が講じられるので、本特例措置の見直しに当たっては、この旨の周知を十分に行う。

表:今回見直し対象となる避難指示解除区域

解除時期	避難指示解除区域
H23.9	広野町(全域)、楢葉町・川内村・田村市・南相馬市(一部)
H26.4	田村市(残り全域)
H26.10	川内村(一部)
H27.9	楢葉町(残り全域)
H28.6	葛尾村(一部)、川内村(残り全域)
H28.7	南相馬市(一部)
H29.3	飯館村・浪江町(一部)、川俣町(全域)
H29.4	富岡町(一部)

2

見直しの内容

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 広野、楢葉(一部)、川内(一部)、南相馬(一部)、田村	保険料	周知期間	1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○				
【平成27年に解除された地域】 楢葉(残り全域)	保険料		○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 葛尾(一部)、川内(残り全域)、南相馬(一部)	保険料		○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 飯館(一部)、浪江(一部)、川俣、富岡(一部)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了
	窓口		○	○	○	○	○	

○:全額免除
1/2:1/2免除
×:免除終了

【町議会等からの反対】

浪江町議会決議(2022年3月15日)、楢葉町議会要望書(2022年2月9日)、福島県町村会要請書(2021年11月)、福島県長村議会議長会(2021年11月)などで、「減免措置の継続」「現行制度の堅持」が要望として明記されている。

「2022年3月15日、浪江町議会決議」より

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める意見書(案)

東京電力第一原子力発電所事故から11年が経過した。当町においては、平成30年3月31日に帰還困難地域を除く一部地域で避難指示が解除されたものの、町民の帰還が順調に進んでいるとは言い難い。避難生活が長期化し居住環境が荒廃していること、生活インフラや就労環境等の回復が十分でないことなどの複合的な理由から、原発事故以前と同様の生活が成り立つ状況にはなく、今もって浪江町民の大部分は避難生活を強いられたままである。

しかしながら政府は、原発事故避難者に対し、医療、介護費用の負担を軽減してきた支援策について、2023年度にも見直すとしている。避難中にある町民は、肉体的、精神的苦痛をこれからも抱えて避難生活を送らなければならない現実があることを十分理解した上での見直しなのかはなはだ疑問である。国は、原発事故の加害者として被害者である浪江町民に対し、恒久的に医療費・介護費の無料化を継続するための財政支援をすることが責務である。

したがって、医療、介護費用の負担を軽減してきた支援策の縮小、廃止の検討を中止し、減免措置の継続を要求するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先:衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 復興大臣 財務大臣)